

岩教新聞

岩
教
組
織
機
関
紙

岩手県教職員組合
盛岡市大通り1丁目1-16 電話 (019) 623-3305
iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.iwakyoso.gr.jp
発行人 佐藤 淳一 責任者 倉本祐太郎
印刷 (有)杜陵プリント社

介護のための休暇制度について学習しよう! ①

学ぼう権利! 使おう権利! ④④

どうしよう!?お父さんが足を骨折してしまっ
て…。介護が必要なんだけど、年次もあま
り残ってないし、長期にわたる介護なんて…。

それは大変!でも私たちには介護のため
の休暇制度があるのよ!

大きく3つの制度があるウッシ!

●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● 介護のための休暇制度 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

休暇の名称	介護休暇	介護時間	短期介護休暇 (特別休暇)
給料	6日を超えない期間で標準報酬日額の67%	取得した時間は無給	有 給
概要	対象者※で、負傷・疾病または老齢で日常生活を営むのに支障がある人の介護をするために取得できる。	対象者※で、負傷・疾病または老齢で日常生活を営むのに支障がある人の介護をするために取得できる。	対象者※でだけが、病気または老齢のために、2週間以上日常生活を送るのに支障がある人(要介護者)の介護やその他の世話をするために取得できる。
期間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回まで、かつ、通算して6月以内の期間、1日又は1時間の単位で取得可能(1時間を単位とする場合は、1日を通じ始業から又は終業まで連続した4時間の範囲内)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、各日始業から又は終業までの連続した2時間の範囲内(30分単位で取得可能)	年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日、時間単位の取得可能)

※対象者とは、配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等

なるほど~!これなら介護をしながら働くこ
ともできそうだね!

そうね♪申請の仕方等にそれぞれ違いもあるから、これからも学びましょう!

介護のための休暇制度について知りたいという
声もあったので、全3回で説明していくウッシ!
次回はもう少し
詳しく説明するウッシ!

INDEX

- ◆ 学ぼう権利! 使おう権利! (44) (介護休暇①) ①
- ◆ 女性部定期大会報告 ②
- ◆ 第1回女性部学習会& J J J 集会報告 ③
- ◆ 養護教員部定期大会報告 ④
- ◆ 学ぼう権利! 使おう権利! (45) (マル研) ⑤
- ◆ 新しい仲間の紹介 花巻中分会 (花北遠野支部) ろうきんサマーキャンペーン ⑥